

令和 8 (2026)年 5 月 28 日

令和 8 (2026) 年度観光パンフレット作成業務に係る質問内容及び回答について

No.	質問内容	回答
1	<p>・仕様書内(2)仕様等 数48,000部以上とあるが増刷する可能性があると言うことでしょうか？ 増刷する場合は契約金から賄うことになるという認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>企画提案で48,000部以上であれば、提案部数を基に契約いたしますが、それ以外では、契約金内で増刷を求めることはありません。</p>
2	<p>・仕様書内 (2)仕様等 裏表紙でとちまるショップの写真及び所在を掲載することと記載ございますが、その写真は受託後、ご支給と言うことでよろしいでしょうか？</p>	<p>御認識のとおりです。</p>
3	<p>特集ページ「観光栃木の魅力を創る女将の会」について、掲載対象者、紹介内容、写真素材、推薦スポット、イチ押しグルメ等の情報は協議会から提供されますでしょうか？</p>	<p>受託者の掲載内容の提案を元に、協議会から「観光栃木の魅力を創る女将の会」へ確認し、情報提供いたします。</p>
4	<p>「栃木県の最新情報、特にPRしたい情報」を掲載するページについて、掲載候補となる情報は協議会から提供されますでしょうか？それとも受託者が候補を提案する想定でしょうか？</p>	<p>受託者からの候補地の提案を基本といたしますが、協議会からも情報提供をすることを想定しております。</p>
5	<p>・「宿泊・夜・朝」および「花暦」素材の調達について 「テーマが『とちぎ泊』であり、夜から翌朝のシーン、および1年間の『花暦』の掲載が求められています が、9月末の納期を考えると、今から全ての季節の花や宿泊シーンを新規撮影することは難しいと思われ ます。これらの季節性・時間軸の特殊な素材については、協議会や市町、</p>	<p>当事業については、全ての写真を新規で撮影することは求めておりませんので、当協議会や市町、当該施設が所有する写真を提供いただける場合には、必要に応じて、既存の写真を使用させていただいて差し支えありません。</p>

	観光協会等が保有するライブラリーからの提供を前提としてよいでしょうか？	
6	<p>・施設・店舗への撮影許可と協力体制について</p> <p>宿泊施設や飲食店、女将の会に関連するスポット等の撮影・掲載にあたり、施設側への許可取りや撮影日時の調整は全て受託者が行う必要がありますか？市町との調整業務を受託者が行う際に、各市町の担当窓口から対象施設へ、本事業への協力依頼（撮影協力の要請など）を事前に行っていたらいいのでしょうか？</p>	<p>掲載施設への許可取りや調整については、受託者で行っていただくことを基本としております。ただし、女将の会については、協議会を通して調整する想定です。</p> <p>市町から対象施設への協力依頼の事前連絡については、市町や各施設によって対応が異なり、一概に申し上げることが難しいことから、本事業として一律に事前の協力依頼を行っていただくことは想定しておりません。</p>
7	2ページ見開きの部分でページの差し替え等は行っても問題ないでしょうか？	差し支えございません。

「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会